

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、市区町村で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。



第1号被保険者の基準額はどのように決まります

$$\text{基準額(月額)} = \frac{\text{市区町村の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{市区町村の第1号被保険者数}} \div 12\text{か月}$$

※市区町村によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

所得段階	対象者	保険料率	平成21~23年度
第1段階	生活保護または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税者の場合等	基準額×0.5	23,500円
第2段階	世帯全員が住民税非課税者で本人年金等収入額等80万円以下の人	基準額×0.5	23,500円
第3段階	世帯全員が住民税非課税者で第2段階以外の人	基準額×0.7	32,900円
第4段階	本人が住民税非課税者で世帯課税の場合で本人公的年金収入+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.85	39,900円
第5段階	本人が住民税非課税者で世帯課税の場合で本人公的年金収入+合計所得金額が80万円を超える人	基準額	47,000円
第6段階	本人が住民税課税者で前年所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	58,700円
第7段階	本人が住民税課税者で前年所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.6	75,200円
第8段階	本人が住民税課税者で前年所得金額が400万円以上の人	基準額×2	94,000円

※保険料段階は市区町村によって異なりますので、保険料通知などで確認してください。

保険料が軽減される場合があります

- 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の場合。
- 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の場合。など

(*1) 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

(*2) 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。保険料は前年の所得をもとに算定されますので、正しい所得の申告をしましょう。

保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から、原則として年金から納めます。

特別徴収 年金が 年額18万円以上 の人 → 年金から天引き

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

- 前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月(第1期)	6月(第2期)	8月(第3期)	10月(第4期)	12月(第5期)	2月(第6期)

年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

……など

普通徴収 年金が 年額18万円未満 の人 → 納付書・口座振替

市区町村から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

保険料納付は口座振替が便利です

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 印かん(通帳届け出印)

これらを持って市区町村指定の金融機関で手続きしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。

